

大阪府の栄養士免許申請にかかる手数料納付方法の変更について

これまで、大阪府の栄養士免許申請にかかる手数料は、大阪府証紙により納付していただいていたのですが、大阪府証紙が平成30年（2018年）10月1日付けで廃止となり、手数料納付方法が変わりました。新たな手数料の納付方法は次の（１）～（３）のいずれかです。

（１）手数料納付窓口での納付
大阪府庁本館、別館、咲洲庁舎内に設置している手数料納付窓口において納付する方法です。

（２）コンビニ店舗での納付
大阪府ホームページの各申請案内ページにリンク貼り付けをしている「大阪府コンビニ納付サービス」ページで手続き後、コンビニ店舗で納付する方法です。

（３）大阪府証紙での納付
大阪府証紙の販売は、平成30年（2018年）9月30日で終了しましたが、大阪府証紙をお持ちの場合、平成31年（2019年）3月31日までは大阪府証紙による納付も可能です。申請窓口に持参してください。

詳しくは、大阪府ホームページをご覧ください。

〈大阪府ホームページ 栄養士免許新規申請〉
http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/eiyousi/eiyousi_sinki.html

〈大阪府ホームページ 栄養士名簿訂正及び免許証書換え交付申請〉
http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/eiyousi/teisei_saikouhu.html

〈大阪府ホームページ 栄養士免許再交付申請〉
http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/eiyousi/eiyousi_saikouhu.html

問合せ先：大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課歯科・栄養グループ
電話 06-6941-0351（内線 2524）